

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 大竹裕也

## 従業員が交通事故に遭った場合の「休業損害証明書」の書き方

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

### 1 はじめに

よつば総合法律事務所の大竹です。会社の従業員が交通事故などに遭った場合、「休業損害証明書」という書類を作成する場合があります。この休業損害証明書について、会社の担当者様から「書き方がわからない」というご相談をいただくことがあります。今回は、休業損害証明書の間違いやすいポイントや適切な記入方法を解説します。

### 2 休業損害証明書とは

休業損害証明書とは、交通事故などの被害によって仕事を休まざるを得なくなり給与の減少が生じた場合に、その減少部分を損害(休業損害といえます)として請求する際に加害者側の保険会社に提出する書面です。休業損害証明書は、実際に被害に遭った従業員ではなく会社が作成する必要があります。なお、保険会社が定型の書式を用意しているため、会社側で休業損害証明書の用紙を別途用意する必要はありません。

### 3 間違いやすいポイントと適切な書き方

#### (1) 有給休暇を取得した日も記入する

休業損害証明書には、事故発生から3か月の間で、従業員が休んだ日を記入する欄があります。ここには、欠勤した日だけではなく、有給休暇(半日休暇などを含みます)を取得した日も記入する必要があります。「有給休暇分は給与を支給しているから、記入する必要はないのでは?」と思われるかもしれませんが、賠償のルール上、事故がなければ本来取得する必要がなかった有給休暇と認められる場合、有給休暇を取得した日

についても休業損害を請求できることになっています。そのため、給与を支給していたとしても、有給休暇を取得した日もしっかりと記載しましょう。

#### (2) 有給休暇を取得していても「全額支給しなかった」にチェック

上記(1)で記入した従業員の休暇日欄の下に、休んだ日の給与の支給の有無についてチェックを付ける欄があります。この欄の見出しをよく見ると、「上記休んだ日(有給休暇を除く)の給与は」となっており、支給の有無の確認対象から有給休暇が除外されています。そのため、有給休暇を取得していても、欠勤分の給与を支給していない場合には「全額支給しなかった」にチェックを付けるのが適切です。

#### (3) 本給・付加給には手取りではなく額面金額を記入する

休業損害証明書には、事故発生前3か月分の給与を記載する欄があります。このうち、本給(基本給)と付加給(残業代や諸手当)の欄には、手取り額ではなく額面での金額を記入するのが適切です。ここに手取り額を記入してしまうと、休業損害の計算の基礎となる1日あたりの金額が減少してしまうため、注意が必要です。

### 4 おわりに

今回は休業損害証明書の間違いやすいポイントと正しい記入方法について解説しました。上記以外に記入方法がわからない点がある場合には、弁護士や加害者側の保険会社に確認することをおすすめします。